

福岡県障がい者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱

1 目的

この要綱は、障がい者（児）の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、福岡県障がい者（児）ホームヘルパー養成研修事業を実施することにより、必要な知識、技能を有する障がい者（児）ホームヘルパーの養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、福岡県又は福岡県が指定する事業者とする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、障がい者（児）ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

4 研修の内容

(1) この研修は、障がい者（児）居宅介護従業者初任者研修課程（以下「初任者研修課程」という。）、障がい者（児）居宅介護従業者基礎研修課程（以下「基礎研修課程」という。）の2課程とし、各課程のカリキュラムについては別紙1のとおりとする。ただし、必要があると認められる科目を追加することができる。

なお、講義については、Web等による対応も可能とする。

(2) 各課程の位置づけ等は次のとおりとする。

ア 初任者研修課程

居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

イ 基礎研修課程

居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(3) 各課程の概要及び研修時間は次のとおりとする。

課 程	概 要	時 間
初任者研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得する。	130
基礎研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得する。	50

5 科目の免除

(1) 看護師、准看護師の資格所持者については各研修課程の研修科目及び時間を全て免除するものとする。ただし、有資格者自らの希望による研修受講は妨げない。

- (2) 介護福祉士実務者研修修了者については各研修課程の研修科目及び時間を全て免除するものとする。ただし、有資格者自らの希望による研修受講は妨げない。

6 修了期間

- (1) 初任者研修課程については、原則として8月以内に修了するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合においては、1年6月の範囲内で修了するものとするができる。
- (2) 基礎研修課程については、原則として4月以内に修了するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合においては、8月の範囲内で修了するものとすることができる。

7 修了の認定

事業の実施主体は、研修修了者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別紙2の修了証明書を交付するものとする。

8 名簿の管理

- (1) 事業の実施主体は、カリキュラムに定める全科目を履修し修了証明書を交付する者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。
- (2) 福岡県知事（以下「知事」という。）は、事業の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

9 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

また、テキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用等を図るものとする。

10 事業者の指定

知事は、福岡県内において、障がい者（児）ホームヘルパー養成研修について、事業者の指定を行うこととする。

なお、指定に必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別途定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。